

◎事業内容

○個別型支援（マンツーマンによる支援）とグループ型支援（ヘルパー1人に対し利用者2人の支援）があります。原則として公共交通機関を利用して下さい。事業所所有の車を利用できるのは、国の許可を得た事業所のみであり、それ以外では利用できませんのでご注意下さい。

○利用できる外出

目的地で介助の必要な外出を支援します。余暇活動や通院、官公庁での手続、買い物等にご利用いただけます。またサークル活動や習い事、緊急時の通学についてもご利用いただけます。

○利用できない外出

通勤・通学・通所及び目的地で介助の必要のない外出にはご利用いただけません。また、単に交通手段の確保のためのサービスではありません。

また、一時的な預かりとしてはご利用いただけません。（一時的な預かりが必要な場合は日中一時支援事業をご利用下さい。）

※具体例など、くわしくは裏面をご覧ください。

◎利用者負担額

・個別型支援 30分当たり60円（30分当たり1,200円の5%負担）

・グループ型支援 30分当たり42円（30分当たり840円の5%負担）

※実際は1割負担ですが、市独自の負担軽減策を講じています。

利用者や利用者が属する世帯が生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付制度対象世帯の場合、負担はありません。ただし、これらの世帯にかかわらず移動にかかる交通費や目的地でかかる経費はヘルパーの分も合わせて利用者の負担となります。

◎利用方法

○利用申請書を受理した後、支給決定した場合は「移動支援事業支給決定通知書」により通知します。同時に管理票も送付します。

○利用が決定された方（利用者）は、旭川市が移動支援実施事業所として指定した事業所と契約をすることによりサービスを利用することができます（複数の事業所と契約をすることもできます。）。

○利用者は支給決定された時間量（支給決定量）の中で、サービスを受けることとなります。必ず支給決定量の分を利用しなければならないというものではありません。また、余った時間量が翌月に繰り越されるというものでもありません。なお、事業所のヘルパーの空き状況等により希望に対応できない場合もありますので、ご了承下さい。

◎管理票について

サービスを利用するときは必ず管理票を持参し、サービスを受けた記録を利用した事業所の職員に記入してもらって下さい。また、利用者（又は保護者）は、その月の利用状況を確認するようにして下さい。支給決定量を超えていたり、支給決定期間が過ぎているにもかかわらず利用されると、全額自己負担になりますのでご注意下さい。

◎更新の手続きについて

更新の手続きは支給決定期間が終わる1か月前からできます。（本人の印鑑が必要です。）

支給決定期間が終わる際には、更新のお知らせをしておりません。支給決定通知書や管理票にて期間をご確認下さい。

移動支援事業の対象となる外出について

余暇活動に係る外出

個人の嗜好が強いもの。
日常生活の質を高めるもの。
その外出を行わないことが直ちに利用者の生命、健康、日常生活等に支障を生じさせる要因になると言い難いもの。

具体例

- ・ サークル、習い事
- ・ 個人の嗜好による買物
- ・ 運動（医者の指導によらないもの）
- ・ イベント、レクリエーション
- ・ 講演会、コンサート、観劇
- ・ 映画鑑賞
- ・ 公衆浴場、温泉
- ・ 外食
- ・ カラオケ、ボウリング
- ・ 公園遊び
- ・ 散歩
- ・ 図書館
- ・ 公共交通機関の乗車訓練 など

社会生活上必要不可欠な外出

その外出を行わないことが直ちに利用者の生命、健康、日常生活に支障を生じさせる要因になると十分想定されるもの。
社会通念上、その行事に参加することが慣例となっているもの。

具体例

- ・ 官公庁及び金融機関での諸手続
- ・ 学校（施設）説明会等、今後の生活において必要な手続であり、目的達成後に継続性がないもの
- ・ 食料、日用品の買い出し
（家事援助で対応できる場合を除く）
- ・ 冠婚葬祭、お見舞い、家族の入退院手続
- ・ 選挙時における投票
- ・ 通院、リハビリ
- ・ 医師の指導による運動
- ・ 町内会等の地域参加 など

利用対象とならない外出

本事業の主旨に沿わないもの、
公的サービスの利用対象とすることが不適切であると認められるもの。

具体例

- ・ 通学（※）及び通所、通勤
（※緊急時の通学は認められる）
- ・ 営業活動等の経済活動に係る外出
- ・ 他のサービスで対応できるもの
- ・ 宗教活動や政治活動
- ・ パチンコ等のギャンブル
- ・ 公共の秩序に欠ける場所への外出
- ・ 「子育てのニーズ」に起因する外出
- ・ 預かり（レスパイト）を目的とした外出
- ・ 障害の有無にかかわらず、一般的に当該利用者の年齢で単独で行けるものではないと認められるもの
- ・ 事業所（又は法人）が企図する外出
- ・ 交通手段の確保に終始するもの
- ・ 事業所又は法人が所有する施設を目的地としたもの

1. 緊急時の通学に移動支援サービスが利用できます。

通常時の通学は認められませんが、保護者の方の病気、入院、出産等の緊急時に通学での利用が認められます。希望される方は事前に障害福祉課もしくは利用される事業所にご相談下さい。

2. 自力で目的地まで行ける方は現地からのサービス利用ができます。

「自分で目的地まで行けるけど、そこからが不安」という方については、現地からの利用ができます。

3. 視覚障害者の方はグループ型支援の利用ができます。

視覚障害者の方のマンツーマンによる支援については「同行援護」の利用となりますが、ヘルパー1人で利用者2人を同時に支援するときは、「同行援護」の対象にはなりません。この場合、移動支援事業のグループ型支援としての利用ができます。

4. 障害児（小学4年生以下）の利用については原則保護者の同伴が必要になります。

障害の有無にかかわらず子供の年齢に応じて本来親が連れて行くべきである外出がありますが、これまでの利用実績を見ると「親の代わりとしてサービスを利用している」と思われるものがありました。

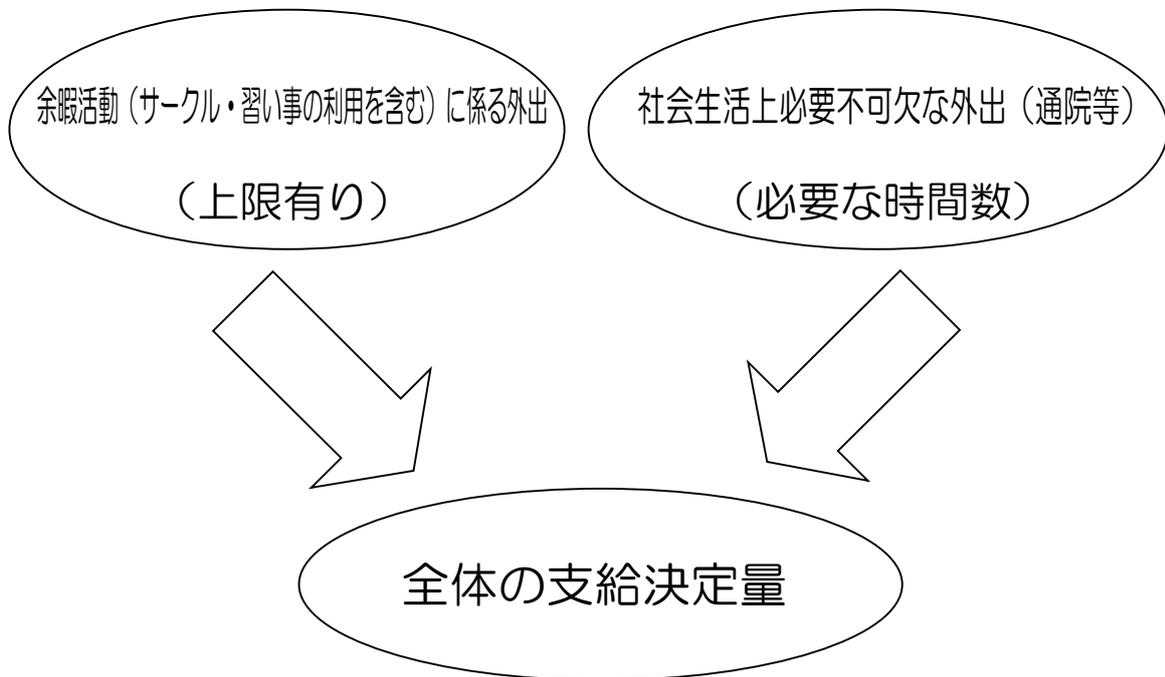
本サービスの主旨としては（特に障害児のサービス利用にあたっては）、障害の無い子供と同じように出かけたければ、障害があるためなかなか外出できないという子供に対して外出時の支援を行うものです。

年齢に応じた活動範囲であると認められる場合を除いて、小学4年生以下の利用については原則として保護者の同伴が必要になります。

ただし、子供の家庭状況や障害状況により保護者の同伴ができない場合につきましてはご相談いただいた上で個別に検討致します。

5. 時間数の決定方法について

利用内容を、余暇活動（サークル・習い事の利用を含む）に係る外出と、社会生活上必要不可欠な外出とに分けて時間数を決定します。なお、余暇活動に係る外出については年代ごとの上限時間を定めています。



※余暇活動（サークル・習い事の利用を含む）に係る外出の上限時間

未就学児（～6歳）	支給決定しない
小学生（6歳～12歳）	15時間／月
中学生（12歳～15歳）	20時間／月
高校生（15歳～18歳）	25時間／月
成人（18歳～）	35時間／月

※ 主たる介護者の心身状況等を考慮し、個別に支給量を検討する場合があります。